

平成31年度 山形市住宅リフォーム総合支援事業 (縣市補助)

(下記：補助のケース)		補助額	補助金算定式 (千円未満切捨て)
一般	【一般】(加算なし)	【要件工事のみを満たす工事】 工事費の20%(40万円上限) 内訳：県費10%(20万円上限) + 市費10%(20万円上限) 工事費200万円で補助金上限40万円となる。	$工事費 \times 20\% \leq 補助金額 \leq 40万円$
加算	【加算①】	【県産木材使用加算 (3㎡以上)】 工事費の20%(50万円上限) 内訳：県費10%(30万円上限) + 市費10%(20万円上限) 工事費300万円で補助金上限50万円となる。	(1) 工事費が200万円以下の場合 $工事費 \times 20\% \leq 補助金額$ (2) 工事費が200万円を超える場合 $40万円 + (工事費 - 200万円) \times 10\% \leq 補助金額 \leq 50万円$
	【加算②】	【空き家活用加算】 加算対象となる空き家 (1) 個人が売買により取得したもので中古住宅診断を受けたもの ※中古住宅診断をうけていないものは加算なし (2) 個人が贈与を受けて取得したもの (3) 個人が相続を受けて取得したもの 工事費の20%(60万円上限) 内訳：県費10%(30万円上限) + 市費10%(30万円上限) 工事費300万円で補助金上限60万円となる。	$工事費 \times 20\% \leq 補助金額 \leq 60万円$
	【加算③】	【人口減少対策加算】 (三世帯世帯、移住世帯、近居世帯、新婚世帯、多子世帯) 工事費の40%(60万円上限) 内訳：県費20%(30万円上限) + 市費20%(30万円上限) 工事費150万円で補助金上限60万円となる。	$工事費 \times 40\% \leq 補助金額 \leq 60万円$
	【加算④】	【「移住世帯+新婚世帯」又は「移住世帯+多子世帯」】 工事費の30%(40万円上限) + 工事費の20%(30万円上限)の合計(70万円上限) 内訳：県費30%(40万円上限) + 市費20%(30万円上限) 工事費150万円で補助金上限70万円となる。	$工事費 \times 30\%(40万円上限) + 工事費 \times 20\%(30万円上限) \leq 補助金額 \leq 70万円$
加算の併用	【加算③+加算①併用】	【人口減少対策加算+県産木材加算】 工事費の40%(70万円上限) 内訳：県費20%(40万円上限) + 市費20%(30万円上限) 工事費200万円で補助金上限70万円となる。	(1) 工事費が150万円以下の場合 $工事費 \times 40\% \leq 補助金額$ (2) 工事費が150万円を超える場合 $60万円 + (工事費 - 150万円) \times 20\% \leq 補助金額 \leq 70万円$
	【加算③+加算②併用】	【人口減少対策加算+空き家活用加算】 工事費の40%(80万円上限) 内訳：県費20%(40万円上限) + 市費20%(40万円上限) 工事費200万円で補助金上限80万円となる。	$工事費 \times 40\% \leq 補助金額 \leq 80万円$
	【加算④+加算①併用】	【「移住世帯+新婚世帯」又は「移住世帯+多子世帯」 + 県産木材加算】 工事費の30%(50万円上限) + 工事費の20%(30万円上限)の合計(80万円上限) 内訳：県費30%(50万円上限) + 市費20%(30万円上限) 工事費167万円で補助金上限80万円となる。	$工事費 \times 30\%(50万円上限) + 工事費 \times 20\%(30万円上限) \leq 補助金額 \leq 80万円$
	【加算④+加算②併用】	【「移住世帯+新婚世帯」又は「移住世帯+多子世帯」 + 空き家活用加算】 工事費の30%(50万円上限) + 工事費の20%(40万円上限)の合計(90万円上限) 内訳：県費30%(50万円上限) + 市費20%(40万円上限) 工事費200万円で補助金上限90万円となる。	$工事費 \times 30\%(50万円上限) + 工事費 \times 20\%(40万円上限) \leq 補助金額 \leq 90万円$
備考	上記各欄の「工事費〇〇万円で補助金〇〇万となる。」とは、 各欄(補助のケース)ごとの補助上限額の補助金を交付する上 で、必要となる工事費の額を例示したものです。		